

議案第 77 号

羽生勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり羽生勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

羽生勤労者総合福祉センター

2 指定管理者となる団体

埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目 244 番地 1

毎日興業株式会社

代表取締役 田部井 良

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 25 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明